

(平成22年5月12日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認秋田地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年7月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年7月から同年10月まで
② 昭和43年4月から同年10月まで

私の父親は、国民年金制度発足当時から地域で国民年金の加入勧奨等を行っていた。今回、父親の遺品を整理したら、両親の国民年金手帳が出てきた。私の国民年金手帳は無くしたため、直接的な資料は無いが、父親が、毎年11月に、家族の保険料をまとめて納付していたので、私の分も納付していたはずである。

申立期間について、保険料を納付していたと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料を納付していたとするその父親は、申立期間①及び②を含めて夫婦二人分の国民年金保険料を完納しており、その納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間①については、4か月と短期間である上、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和42年10月ごろに払い出され、資格取得は同年*月*日に行われ、同年11月15日に厚生年金保険に加入するまで、申立人が国民年金に加入していることが確認できることから、納付意識の高かった父親が申立期間①の保険料を納付していたとする主張に不自然さはみられない。

一方、申立期間②については、昭和43年4月30日に厚生年金保険の資格を喪失した後、同年11月12日に厚生年金保険の資格を取得するまでの間の期間となっているが、国民年金の再加入手続をした記録は無く、未加入期間となっていることから、申立人の父親は、申立期間②の保険料を納付することはできなかったものと推認される。

また、申立期間②の国民年金保険料を納付するためには、別の手帳記号番号が払い出されていなければならないが、払い出された事実は確認できず、同時に、申立人に対して払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与していない上、申立人の父親が申立期間②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 42 年 7 月から同年 10 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

秋田厚生年金 事案 742 (事案 390 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所（合併後は、B事業所）における厚生年金保険被保険者の資格取得日に係る記録を昭和32年4月1日、資格喪失日に係る記録を35年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月1日から35年11月1日まで
私がA事業所に入社し、B事業所に合併後も勤務していた申立期間について、第三者委員会に申立てを行ったが、訂正が必要でないとの回答を受け取った。

今回、当時の同僚から新しい証言が得られたので再調査してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 事務担当者が、「申立人の保険料控除に係る具体的な記憶までは無い。」と証言していること、ii) A事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和32年4月1日に、申立人及び申立人よりも以前から勤務していた複数の者についても加入記録が見当たらないことから、同事業所では、厚生年金保険適用時に従業員全員を加入させていなかったことがうかがえること、iii) 健康保険厚生年金保険被保険者名簿における健康保険番号の欠番について、その前後の被保険者と申立人の勤務状況等から判断すると、申立人に対して払い出された形跡はうかがえないことなどを判断の理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成21年5月20日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、今回、申立人から複数の同僚の新たな証言が提出されたことから、既に証言を得た同僚及び新たに証言のあった同僚に対して再度照会

したところ、申立人が申立期間において、同事業所に正社員として勤務していたとする複数の証言が得られた。

また、当時の事務担当者は、前回の申立てに際しての証言に加え、「上司の指示により正社員全員の給与明細書を作成し、保険料を控除していた。」と証言している上、資格取得日が昭和 32 年 4 月 1 日、資格喪失日が同年 10 月 31 日の同僚は、「申立人とは、私が勤務していた期間中に給与明細書を何回か見せ合った記憶があり、申立人も私と同じように厚生年金保険料が控除されていた。」と証言している。

さらに、申立人及び複数の同僚の新たな証言から、申立人と同じ職種であったとされる社員のほぼ全員について、厚生年金保険の記録があることが確認できる。

なお、前回の申立てにおいて、A 事業所が厚生年金保険の適用事業所となった時点で、申立人よりも以前から勤務していた複数の者にも記録が無いことについて、複数の同僚が、これらの者は申立人と異なる職種である旨の証言をしている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人とおおむね同時期に、同種の業務を行っていた同年代の同僚に係る社会保険事務所（当時）の記録から、6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B 事業所における事業が廃止されており、事業主に確認することはできないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと通常の処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 32 年 4 月から 35 年 10 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成13年12月から14年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年12月から14年4月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を、毎月、銀行やコンビニエンスストアで納付していた。平成13年12月に退職した会社で、任意継続した健康保険の保険料と一緒に納付していた記憶がある。20歳で国民年金に加入して以来、保険料の未納は無いはずなので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人は、平成6年*月*日に国民年金の資格を取得した後、13年3月1日に厚生年金保険の資格を取得し、同年12月30日に厚生年金保険の資格を喪失しているが、14年5月9日に国民年金の第3号被保険者となるまで、国民年金に再加入した記録は無く、申立期間は国民年金の未加入期間となっており、未加入期間については保険料の納付書が発行されないため、保険料を納付することはできなかつたものと推認される。

また、平成14年6月24日に、社会保険事務所（当時）から申立人に対し、国民年金の加入勧奨状（国民年金被保険者資格取得・種別変更（第1号被保険者該当）・種別確認（第3号被保険者該当）届書）が送付されていることが確認できる。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年10月から43年3月までの期間、44年7月から47年8月までの期間及び48年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和39年10月から43年3月まで
② 昭和44年7月から47年8月まで
③ 昭和48年7月

私が親戚^{せき}の店に住み込みで働いていた時、父が私の国民年金の加入手続きを行い、毎月、父と母の分と一緒にA市町村役場でまとめて納付していたと聞いた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和60年8月2日、資格取得は同年12月1日となっていることが確認できることから、申立人は、申立期間①から③までの期間において国民年金に加入しておらず、申立人の父親が、これらの期間の保険料を納付することはできなかつたものと推認される。

また、申立期間①から③までの保険料を納付するためには、別の手帳記号番号が払い出されていなければならないが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された事実は確認できず、払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人自身は国民年金の加入手続き及び保険料納付に関与していない上、申立人の父親が申立期間①から③までの保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年11月14日から51年4月13日まで
② 昭和51年11月1日から52年4月21日まで
③ 昭和52年11月12日から53年4月14日まで
④ 昭和54年11月11日から55年4月14日まで
⑤ 昭和55年11月10日から56年4月16日まで
⑥ 昭和57年11月1日から58年4月21日まで
⑦ 昭和60年11月10日から61年4月17日まで

私は、昭和50年から60年までの間に7回、有限会社Aに冬期の出稼ぎに行った。その時に一緒に働いた同僚は厚生年金保険に加入していたと聞いたが、私には同社での厚生年金保険の加入記録が無い。

厚生年金保険に加入していたのではないかと思うので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び複数の同僚の証言から、申立人は、申立期間について、有限会社Aに勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立期間当時、有限会社Aで事務を担当していた者は、「冬期に出稼ぎに来ていた人は、厚生年金保険に加入させていなかった。」と証言している。

また、申立期間当時、地元から申立人と一緒に出稼ぎに行っていた者の取りまとめ役であった者は、「有限会社Aでは、出稼ぎ労働者は厚生年金保険に加入していなかった。」と証言している上、地元から申立人と一緒に出稼ぎに行った5人全員に、同社での厚生年金保険の記録が無いことが確認できる。

さらに、申立人は、「一緒に働いていた同僚には、有限会社Aでの厚生年

金保険の記録がある。」と主張しているところ、当該同僚は、「初めは冬期の出稼ぎ労働者として働き、そのころは厚生年金保険に加入していなかった。その後、1年を通して働くようになってから、会社の人から厚生年金保険に加入しなければならないと言われ、昭和54年ごろに加入した。」と証言しており、当該同僚の同社における厚生年金保険の資格取得は同年7月であることが確認できる。

このほか、申立期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

秋田厚生年金 事案 744

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年7月ごろから33年12月ごろまで

私は、申立期間においてA有限会社に勤務していたが、同社での厚生年金保険の記録が無いのはおかしいので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立人は、期間は明らかではないが、A有限会社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A有限会社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和30年12月1日であり、同日より前は適用事業所とはなっていない上、同社では、「会社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書をすべて確認したが、申立人の記録は無かった。」と回答している。

また、A有限会社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和30年12月1日に、同社では6人が厚生年金保険の資格を取得しているが、このうち、申立人が自身と一緒に勤務していたと記憶する者は、社長及びその妻であり、残る4人については一緒に勤務していた記憶が無い。

さらに、A有限会社に昭和30年4月に入社した従業員は、「私が入社した時に、申立人が在籍していた記憶は無い。」と述べている上、31年2月に入社した従業員は、「私が入社した時、申立人と同姓のBさんという人が以前勤務していたが、辞めてしまったという話を聞いた記憶がある。」と述べている。

このほか、申立期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに控除されていたことをうかがわ

せる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 11 月 6 日から 48 年 4 月 15 日まで
② 昭和 48 年 11 月 5 日から 49 年 4 月 16 日まで
③ 昭和 49 年 11 月 8 日から 50 年 4 月 16 日まで
④ 昭和 53 年 11 月 7 日から 54 年 4 月 16 日まで

私は、申立期間①から③までの期間については、A株式会社B工場に地元の人たちと一緒に出稼ぎに行った。出稼ぎ中に入院し、会社の健康保険証を使った記憶がある。

また、申立期間④については、C株式会社D工場に公共職業安定所の求人を見て応募し、一人で出稼ぎに行った。会社の寮に入れてもらい、健康保険と厚生年金保険にも加入していた記憶がある。

申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①から③までの期間については、雇用保険の記録及び申立人が所持する出稼ぎ労働者手帳の記録から、申立人は、A株式会社B工場に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人が一緒にA株式会社B工場に出稼ぎに行ったと記憶する同僚3人についても、厚生年金保険の加入記録は確認できない。

また、A株式会社の当時の社員は、「季節従業員及び出稼ぎ労働者は日給制であったが、日給制の者は、厚生年金保険には加入させておらず、失業保険（昭和 49 年 12 月より雇用保険）のみに加入させていた。」と証言しているところ、申立人が所持する出稼ぎ労働者手帳から、申立人は日給制であったことが確認できる。

さらに、昭和 40 年代から 50 年代前半に、A株式会社B工場に出稼ぎに

行っていた者は、「昭和 40 年代は、国民年金と国民健康保険に加入していたが、50 年代に入り、会社の担当者から、会社の健康保険及び厚生年金保険に加入するように言われた。」と述べているところ、オンライン記録から、この者は、昭和 36 年 4 月 1 日から 51 年 11 月 11 日までの期間において、国民年金に加入し保険料を納付しており、同年 11 月 12 日に、同社 B 工場において初めて厚生年金保険の資格を取得していることが確認できる。

加えて、申立人は、申立期間①から③までの期間のうち、20 歳到達時の昭和 48 年*月*日以降は、国民年金に加入し保険料をすべて納付していることが確認できる。

- 2 申立期間④については、雇用保険の記録から、申立人は、C 株式会社 D 工場に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、C 株式会社では、「当時の社会保険の適用は、健康保険組合と厚生年金保険の加入をセットで行っていた。」と回答しており、同社が保管する季節従業員の取扱いに係る文書（昭和 53 年 6 月 23 日付け）では、季節従業員に係る健康保険組合の加入について、「国民健康保険に加入している者については、当該保険証を確認の上、適用除外とする。」と規定しているところ、同社が保管する昭和 53 年 11 月及び同年 12 月の C 株式会社 D 工場に係る人員総括表では、同年 11 月中に採用された季節従業員は 89 人であることが確認できるが、同社 D 工場に係る厚生年金保険被保険者原票を調査したところ、被保険者期間から判断して、季節従業員と考えられる者は 17 人であることから、申立期間④当時、季節従業員の多くは厚生年金保険に加入していなかったことがうかがえる。

また、申立人は、申立期間④について、国民年金に加入し保険料をすべて納付していることが確認できる。

- 3 このほか、申立期間①から④までの期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

秋田厚生年金 事案 746

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 1 月ごろから同年 3 月ごろまで

A株式会社B工場に勤務していた親戚^{せき}の紹介で、私も昭和 33 年 1 月ごろから同社B工場へ勤務した。一緒に行った人もいないし、記憶している同僚もいないが、2か月間ぐらゐ勤めたので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社では、「当社が保管する当時の従業員を記録した在籍名簿を確認したが、申立人の氏名は無く、申立人が在籍していたことは確認できなかった。」と回答している。

また、申立期間当時、A株式会社B工場において、厚生年金保険の加入記録が確認できる従業員8人に照会したが、申立人を記憶している者はおらず、申立人自身も記憶している同僚がいないことから、申立人の勤務実態等について確認することができない。

さらに、申立人は、「会社から健康保険証を受け取った記憶は無い。」、「申立期間当時、C都道府県へ出稼ぎに行っていた父親の健康保険の被扶養者であったかもしれない。」と述べている。

このほか、申立期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

秋田厚生年金 事案 747

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 2 月 3 日から同年 3 月 31 日まで

私は、臨時職員として、申立期間においてA事業所で勤務していた。人事異動通知書もあり、勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

人事異動通知書及び雇用保険の記録から、申立人は、申立期間においてA事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険法第 12 条では「次の各号に該当する者は、第 9 条及び第 10 条第 1 項の規定にかかわらず厚生年金保険の被保険者としな
い。」、同条第 2 号では「臨時に使用される者であつて、二か月以内の期間
を定めて使用される者」と規定されているところ、上記人事異動通知書によ
れば、申立人は、平成 4 年 2 月 3 日付けで、同年 3 月 28 日までの期間におい
て臨時職員として任用された後、同年 3 月 29 日付けで、同年 3 月 30 日まで
臨時的任用期間を更新する旨の発令が行われていることから、「臨時に使用
される者であつて、二か月以内の期間を定めて使用される者」であったこと
が確認できる。

また、A事業所では、「申立人は、任用期間が二か月を超えていないため、
厚生年金保険に加入させていないものと考えられる。」と回答している。

このほか、申立期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを確
認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに保険料が控除されていたことを
うかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申
立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間の厚生年金保険料を事業主に
より給与から控除されていたと認めることはできない。